

大津弘報

昭和三十六年二月一日発行
毎月一回発行（通巻四十五号）

発行所 大津町中央公民館
発行人 植村 吉良
印刷所 印刷 武所

大津弘報

二月号 主要記事

「国民年金任意加入のおはなし」
他人の権利を尊重しましょう

災害融資の配分が決定しました

椎茸、平茸、栽培についておしらせ

松喰虫一斉駆除月間

僕もわたしも、もうすぐ一年生の

おかあさんおとうさん方へ

小児マヒの知識

税務署から

今月は保険税才五期を納めましょう

大津中学のプール公認さる

養老院日記

大津町養豚協議会便り

海外移住だより

海外移住の募集に就いて

陣内小学校講堂の落成式

県内にも潜入（小児マヒ）

消防出初式おわる

インフルエンザに御注意

大津町営住宅入居者募集

杉水地区簡易水道の給水運営開始

大きなお年玉 大津小学校へ毎年届け

られる

昭和三十五年度人口動態調

昭和35年中死亡者病名調

「国民年金任意加入のおはなし」

つみたて式の国民年金制度は、大衆有利な社会保険制度です。私達が月々一〇〇円または一五〇円の保険料を納め、国もその半額相当額を合わせて負担し、しよに積み立てて利子を生ませそれらの中から一定の年金給付をして行くからです。これを数字で表わすと、六二、〇〇〇円の保険料を納めて（二〇才から六〇才まで）、平均五〇四、〇〇〇円の年金を受けることができると計算になります。如何です？確かに有利な制度といえるでしょう。さて、それではこの有利な国民年金にはどんな人が加入するのでしょうか

それは二つの場合があります。強制（当然）加入と任意加入です。

強制加入は大体ご存知かと思いますが今まで年金制度と全然縁がなかった自営の商、農、林漁業の従事者の場合で二〇才から五〇才までのその人々は市町村役場に届出をし被保険者とならねばなりません。これらの人々の届出はすでに昨年の一〇月から受付がはじまり現在は既にその受付はほぼ完了しつゝあります。

従つてここでは希望して加入する任意加入のことについてお話をしたいと思います。

(1) 二〇才から五〇才までの人のうち

ア厚生年金や共済組合、その他の公的年金で保障されている人これらの人々はほとんど加入できない人です。イ遺族年金を受けられる人

ウ 曩の高等学校、大学に在学する人

(2) 以上の人のほかこの四月一日で五五才をこえない人達です

これらの人々、例えば会社員の奥さんの場合をみてみると夫が厚生年金などの資格がある前に、不幸にして離職離婚、又は死亡したような場合夫の公的年金による保障は勿論のぞめません。夫に受給資格ができたのを死亡された場合でも、わずかな遺族年金が支給されるだけで老後は誠に不安定なものとなつていきます。

また一方日本の女性には平均して約七年間の専業主婦が待ちかまえています平均寿命において女は男より三年間長命であり結婚年齢は四年若いからです。

いづれにしろ結婚して不幸にして身体障害者になつたり、母子家庭や寡婦、或いは孤児になつたりするかわりませし更に年をとつて付けなくなることは誰もさけることができません。もし国民年金に任意加入しておけばこのような場合には、誰からも侵されぬ自分自身の

年金がもらえることになりす。

該当者の皆さん方早速の加入をおすすめします。この際、特に注意して頂きたいのは四月一日で五〇才をこえ五五才をこえない人は来る三月三十一日までに申出をしないと永久にこの制度に入れなくなる事です。

これら高令の人々は四月一日以後十年間を限つて被保険者となり、年金給付の面では普通人人以上に有利な取扱がなされていますから特に入らずに加入して下さい。最後に簡単に各年金給付の一覧表を掲げておきます

種別	年金年数	年金額
老令年金(60才)	四〇年	四一、〇〇〇円
	三〇年	三〇、〇〇〇円
	二〇年	二〇、〇〇〇円
	一〇年	一〇、〇〇〇円
障害年金	三〇年	一四、〇〇〇円
	三〇年	一〇、〇〇〇円
	四〇年	四二、〇〇〇円
母子年金	三〇年	一九、二〇〇円
	三〇年	一九、八〇〇円
	四〇年	二五、八〇〇円
遺児年金	三〇年	一七、〇〇〇円
	四〇年	一〇、五〇〇円

（二人目の子から一人）
（四、八〇〇円加算）

夫がうけることのできる老令年金額の半額
（ただしこの四月一日で四十五才以上の任意加入で十年間保険料を納めた人の老令年金額は七十才までが年額九千六百円、七十才からは年額一万四千四百円）
なお保険料を、定期間納め年金を受ける前に死亡したときは、死亡一時金として返ってきます。また数年後会社等につとめて、国民年金の資格を失ふと、この国民年金に保険料を納めた期間と、会社で厚生年金等の掛金をした期間が通算されることになりすので無駄にはなりません。

従来いわれてきたような掛け捨てになるというご不満は解消されているかと思ひます
更にくわしいこと、或いは疑問の点は各市町村役場でおたづね下さい。加入の用紙なども取りそろえてあります。

椎茸、平茸、栽培についておしらせ

一、椎茸原木

イ 原木の種類 くぬぎ、なら、栗、椎樫が使用されるが特にくぬぎ、ならが有利である。一般に皮の厚い原木は厚肉の椎茸が発生し寿命が長く皮の薄い原木は発生は早い。薄肉で寿命が短い。

ロ 樹令と太さ、原木の種類にもよるが、〇年〜三〇年位迄太さは末口三種から一八種位迄特に径八種位のものを最上とする。

ハ 伐採時期、秋伐りが最も良いが原木の冬眠期（秋の落葉期から春の発芽前迄）に伐れれば差支えない。

二、接種（打込み）

イ 接種の時期、原木の半乾きの時が良い。即ち伐採後枝葉のついたまま倒しておき、切木口に少しひび割れが出た頃（原木の重量が一割位減つた時）が打込みの時期である。から早目に玉切り（長さ三三〜四尺）打込にかゝる（註）原木が乾燥しすぎたりも水分がある方が失敗が少ない。

ロ 接種の方法、木口から五種入った所に一ツ打込みそこから三〇種おきに打込横に一〇種廻つて又三〇種おきに始めの中間に打込む（九鳥型）例へば原木の末口径八種長さ一米の場合、打込数は原木の末口径×原木の長さとなり十二個必要となる。

種駒はなるべく多く使用した方がよい。

1 種駒は打込器又は斧で直角に打込み穴に種駒を押し込み樹皮と頭が水平になる迄打込む。

以上原木の選定より打込迄を説明致しましたが伏込槽起し、浸水打木等は次期に於て説明致します。

一、平茸原木

イ 原木の種類 ニノキ、クワ、ケヤキ、ムク、カキ、

モミ、タブ其の他特にニノキ、ムクの如き樹皮の強靱なる樹木であればよい。

ロ 樹令太さは問わない。

ハ 伐採時期は椎茸原木と同時期でよい。

二、接種（打込）

長さ二尺以内に玉切り土中に約五寸程度埋め込むので約一尺五寸を表面に出すので表面に椎茸打込要領で穴をあけ種駒を押し込みかく圧える。

三、場所、原木（樺木）の立込は空地の周辺、林、畑の隅などでも良いが理想としては六畝四畝で栗園、葡萄園の下に原木を並べ立体生産する事も出来る。

間株は一尺程度で多量生産に於ては通路も必要となる立込を終つたら一〇種程度の切葉を樺木の上に五種厚さにおき日光の直射をさける直射日光の処では必ず屋根覆をする。

四、收穫、一〇月下旬頃より発生始め三月頃迄收穫す。

以上平茸の栽培について説明致しましたが收穫の時期及樺木の生命は椎茸と同等で六七位は持続する。

椎茸、種駒及平茸菌を下記の通り販売致しますので希望者は期日迄申込まれる様お通知致します。

記

一、申込期日 昭和三十六年二月末日迄 第二次

一、申込場所 役場経済課（林務係）又は大津町森林組合（団体事務所）

一、価格 ①種駒（椎茸）一個 五〇銭

②平茸 一袋 一五〇円

③打込斧（丸型の新式）三五〇円

註 申込と同時に現金頂きます。

経済課 林務係

松喰虫一斉駆除月間

本年一月一六日から二月五日まで二日間が農林大臣及び農知事の松喰虫駆除命令期間になつて、この間に併行して一月一六日から二月一五日までの一ヶ月間を冬期松喰虫一斉駆除月間」と定め県下一斉に松喰虫の駆除を実施することになりましたので左記事項に留意の上防除の完璧を期して下さい。

記

一、期間内に実施できない場合は二月十五日までの整理

期間内に完了させること（菊池郡大津町旭志村合志村

四合志村）

前記の様な通知文書が知事より公告してありますので見次第至急自駆除し役場林務係及大津森林組合に報告して下さい。

経済課 林務係



僕
わたしも、もうすぐ一年生の

おかあさん
おとうさん 方へ

可愛い子供さんの入学期日も間近になりました新に入
学される保護者の皆さん左記事項に留意して下さい

一、入学該当者は 自昭和二十九年四月二日 至 昭和
三十年四月一日迄に生れた子供
二、入学期日は 四月十日(各学校同日)

三、入学通知書 関係小学校を通じて配付します若し該

当児で通知書が二月十日まで未着の方

はお届け下さい(大津町教育委員会)

四、身体検査 近いうちに身体検査が行われますが期
日は学校から通知します

小児マヒの知識

全国社会福祉協議会資料部発行の小児マヒの知識と云
う本から抜粋すれば次の様な事が書いてあります。先ず
お母さん方への警告として、「発熱などの熱が五、六日
以上長びいた場合、また熱がなくとも不機嫌になつたり
、汗をかきやすく、はながでたり、くしゃみやをしたり、
時には吐いたり、くだしたりするときは、まずはじめの
症状として、みていっでしよう、ことに流行期の夏は、
カゼ消化不良など軽いからと言つて一人きめしない様十
分気を付けて下さい」と強調して、小児マヒは云
うまでもなくポリオ、ウィルスの感染によつて発病し
、ことに大便からでる、ウイルスが口から入るといふ伝わ

り方が主なので汚染のおそれのあるものを口にしないよ
う注意が必要です、例へばなまの飲食物は危険で特に赤
ぢやんは手をしやぶるで手指を常に清潔に保つことが
大切(ニやねずみ、ゴザリ(油虫)などもウイルスを
運ぶそうです)から原虫昆虫駆除もおそろそかになりませ
ん大津町に於ても十二月末一名、一月中旬一名と発生して
おります
尚この予防注射について大津公報一月号にて説明致し
ましたが更に個人の負担額をお知らせしますと左記の通
りになります

区 別	国 県 省 指 示 負 担 額		大 津 町 条 例	
	国 県 個 人	町 町 個 人	国 県 個 人	町 町 個 人
(A) 三十五年度に於て町民税を課せられて いない者(生活保護世帯等)	六八〇円	なし	三四〇円	なし
(B) 町民税の均等割のみの者	五一〇円	二五五円	二五五円	五一〇円
(C) 右の何れの該当のないもの	なし	一〇二〇円	なし	なし
			六〇〇円	一五〇円
			六〇〇円	三六〇円
			四二〇円	三四〇円

一月中旬に第一回の予防注射実施予定のところワチン(注射液)未着のため、二月に実施しますが該当者は昭和
三十四年七月一日から昭和三十五年六月三十日迄に生れた者となっております

◎ 先月号(二月)のポリオリをポリオと訂正して下さい



税務署から

一、贈与税の申告

1. 申告期限 二月末日まで
2. 要申告者 贈与又は特定遺贈によつて財産を取得した個人

二、所得税の確定申告と第二期分納税

申告と納税の期間 二月十六日～三月十五日

個人事業所得者（青色申告申請者）が一年間の事業の成果を明らかにする年末決算も早お済みになつた事と存じますが決算は一年間の業績を明確にし、今後の経営の合理化をおし進めるための資料をつかむ大切なことでもあることを十分認識されて出来上つた決算書を今一度再検討され誠実な確定申告書が提出出来るようにいたしましょう。

四、租税徴収猶予制度の活用

（疾病、災害等で相当額の被害を受けたら一度税務署に御相談下さい。）

租税が国家および地方公共団体活動の源泉であることは、今更論をまたないところでありますが、税務政策上、あるいは不特定多数の納税者の中には疾病災害等不測の事故によつて、租税を定められた期限内に納付できないものも生ずるであつたことを予想して次とおり、災害減免法、各税法、国税徴収法等に徴収猶予の制度がありまふから該当の場合には税務署に御相談下さるよう希望いたします。

1 災害減免法（第二章第九条）

- 所得五〇万円以下 免除
- 〃 八〇万円以下 十分の五軽減
- 〃 八〇万円以上 十分の二五軽減

2 各税法

(一) 所得税法（第三十条の二）

(1) 期限内確定申告による年税額が予定年税額の一・二倍を超える場合には申請により、その超える部分について、その年の五月三十一日まで猶予出来まふただし、猶予以外の税額を期限内に納付しなければ取り消されます。

利子税は日歩に二銭軽減されます。

(2) 予定納税額がなく確定申告によつて始めて納税者となる場合には二分の一以上の税額を期限内に納付すれば申請により残りの税額はその年の五月三十

一日まで猶予されます。

利子税は(1)と同じ。

(註) 以上はつれも取扱違違によつて確定申告による税額へ(第三分)が三万円未満の場合に適用されません。

なお、納税貯蓄組合員については多少条件を緩和してもよいことになっております。

(二) 法人税法（第十六条の三）

期限内申告による税額の二分の一以上を期限内に納付し申請をすれば残りの税額は三か月間猶予されます。

利子税は日歩二銭に軽減されます。

(三) 延納税による延納（第三十八条）

延納の要件

- (1) 納付する税額が三万円を超えるとき
 - (2) 期間は五年以内
 - (3) 延納税額が十五万円未満のときの延納期間は三万円を除いた年数（一年未満は一年とする）
 - (4) 担保の提供をしたとき
 - (5) 申請書を提出したとき
- 贈与税については(1)(2)の制限がない外は相続と同じであります。

利子税は日歩二銭に軽減されます。

(四) 間接国税・酒税法第二十七条物品酒税法第十条砂糖酒 費税法第十四条

特定のものと限られるので省略いたします。

3 国税徴収法（第四百八条）

次の場合には申請によつて一年以内の期間猶予されます。ただし五万円以上は担保を要します。

(一) 震災風水害、火災その他の災害および盗難

(二) 生計を一にする親族の疾病負傷

(三) 事業の廃止

(四) 専業の著しい損害

(五) 以上各号に類する損害

(六) 申告期限から一年以上前の分の修正申告更正決定

利子税は日歩三銭ですが軽減あるいは免除の規定がありません。

五、入場券の半片の受領、未使用入場券を買わないことについて

入場券は御承知のとおり官給（政府が無償で交付して

今月は保険税第五期を納めましょう

いるものです)でありまして入場の際半片を切り取る
ことになっております半片を切り取る事によつて再使
用を除き適正に入場税が納税されるものです。だから
入場の際必ず半片を受領して下さい。
またこの他に特別入場券(前売券招待券等)があり

ましてこれらはすべて一枚一枚税務署長の検印を受
けることになっております。もし検印がないものは、
それ自体法に違反し発行した者は処罰を受けるもの
です。未検印の前売券等は絶対に対に買わないように御
注意下さい。

二月は保険税の第五期分の納期です。本年度の最後の町税でもありますが、滞納分についても是非完納致しまし
よう。ついでに左記の通り集合徴収を行いますから務めて御利用下さい。

保険税第五期集合徴収日程表

午前九時ヨリ		午後三時マデ	
内	牧	2月27日	午後
外	牧	2月27日	午後
錦	野	27日	
鳥子	川	27日	
岩	坂	25日	
瀬	田	27日	
大	林	27日	
吹	田	27日	午後
	森	27日	
陣	内	27日	
中	島	27日	
上	町	27日	
下	町	27日	
平	川	28日	
真	木	28日	
杉	水	28日	
小	林	28日	
上	中	28日	
下	中	28日	
大津地区		27日	

- 納税はあなたの理解と誠意から。
- 完納に婦人も後押すたすぎがけ。

大津中学のプール公認さる

昨秋十月二十二日、竣工した大津中学校五十米プール

についてはかねて日本水泳連盟に公認申請手続をしてい
たが、左記の通り熊本県水泳連盟を通じ公認証書が町長
宛送付されて来た。これに依り、全プールで行われる公
式試合に於ては公認記録として取り扱われ各種大会の水
泳競技場として脚光を浴びる事になった。

現在県下に於ける五〇米公認プールは県営プールと水
俣市営プールの二つがあるのみで、殊に中学校設置の公
認プールは恐らく全国でも例を見ないものと考えられる

証

第一〇二二号

競泳池名 町立大津町中学校プール

場所 熊本県菊池郡大津町大津中学校内

所有者 大津町

竣工期日 昭和三十五年十月二十二日

水路距離 五〇米

有効期間 昭和四〇年十二月三十一日迄

上記実測調査ノ結果甲種競泳池トシテ公
認ス

昭和三十五年十一月三日

日本水泳連盟

養老院日記

年月日

三五、二、三

藤川地区民生委員玉原学殿外三名慰問菓子を贈らる
上陣内齊藤謙十殿より雑誌を寄贈さる

中島東安雄殿より白米及干柿を寄贈された

菊池市桂松義栗園の法話

大津町社会福祉協議会殿より越年手当金を支給さる

シヤツ其他日用品を支給する

菊池郡社会福祉協議会山下課長殿慰問タオルを贈らる

大林 上村義勝商店より納豆を寄贈さる

期末一時扶助料を支給さる

阪通村上熊雄殿より大鏡餅一重を寄贈さる

南方 藤川勝義殿より花カンランを寄贈さる

大船袂、年越そは

年始祝宴

初 湯

室郷野友幸殿より野菜類を寄贈さる

玉名市 本木矩雄殿より貝舞金を贈らる

大津婦人会より小餅を寄贈さる

N、H、K、より歳末助け合い募金を配分さる

松永豊記(八二才)彌益にて死亡、通夜

故松永豊記葬儀、火葬

同 骨捨い

大津婦人会殿より小餅を寄贈さる

大津婦人会殿より小餅を寄贈さる

平直二丁目西婦人会(〇名)慰問菓子小餅を贈らる

諏川婦人会殿九〇名慰問菓子、みかん、小餅を贈らる

上大津婦人会殿五〇名慰問石けん、チリ紙、用子を贈られ舞頭を披露さる

大津婦人会殿より小餅を寄贈さる

菊陽村婦人会殿五〇名慰問菓子、みかんを贈られ鈴木筆子先生其他の舞頭を披露さる

無名氏よりビスケツトを寄贈さる

引水 谷本竹八殿より雑誌を寄贈さる

右記慰問及特志の方の御芳情に対し厚く御礼申し上げます。

大津町養豚協議会便り

先見の明と云うか大津町当局が四年前(昭和三十三年春
第一回引続き毎年)積極的に遠く先進地神奈川県から優
良種豚を導入して品種改良に乗り出され指導よろしきを
得て高等登録豚数頭を殖し豚について認識を新たしては
めた時に今日までの農業経営のこまやかでは全くならな
ない事態に追い込まれると私共自身も思ひ知る時にた
つて政府も所謂まがりかどに直面した農業として農政の
一大転換を大きく取り上げるに至つた今日大津町では既

に養豚が農業経営の一環として大きく浮び小遣銭かせぎ
の豚割いを脱皮する段階に至つていたことは当局の施政
の賜物と感謝すると共に同慶の至りと存するもので御座
います
然るに安定した養豚農業をうたてるためにはいろいろ
問題は多いでしょうが経済家畜としての養豚であること
から飼養管理技術について養豚経営の組織化が考へられ
ねばなりませんおよそ二つの事業を確全に進展させるた



海外移住だより

希望の国ブラジル南伯就労希望に依り昨年十月中旬より申請手続中でありますが今度下記の通り渡米日程が決定このほど故郷を出発しました。

一 渡米者	大津町大字杉水	本	田	慶	典	外	四名
	〃	本	田	孝	典	外	四名
	〃	岩	崎	秋	人	外	四名
	〃	本	代	良	稔	外	四名
	〃	田	田	良	臣	身	一名

一 熊本出発 昭36年1月24日午後5時(天草号)
一 神戸出発 昭36年2月2日(さんとす号)

以上の方々本年度(昭36年度)第二回集団移住されますが、渡米者の方々は風習風土の異なる新天地のため幾多の苦難はあるかと存じますが働きがいのある国希望の土地であり古来以上の奮起に依り一日も早やく成功されん事を祈りたいと存じます

海外移住の募集に就いて

わが国の移住者を入れている国々は、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビアなど南米の諸国ですが、此れらの国々は、まだまだ未開発の沃野がたくさん残っていますので、いわばその眠れる資源を掘り起して、経済や文化の興隆を図るために、優秀な農業技術を有する日本人を数多く移住者として受け入れているわけです。つまり、海外移住は移住する人自身の幸福のためであり、相手国の経済開発のためでもありますが、そのために海外協会では本年度(昭36年度)四月から来年三月までの各国別移住者募集計画は下記のとおりになっていますので、お知らせ致します

尚 移住地の状況、並びに移住の仕方等についてお尋ねしたい方は経済課、移住相談係までお出し下さい。

記

1. ブラジル=6,150名(1,050戸、単身520名)
1. パラグアイ=2,500名(500戸)
1. ボリビア=500名(100戸)
1. その他=850名(104戸)

以上は農業移住者ですが、商工技術移住者として1,000名 計1,000名が計画せられ、毎月渡航二回 横浜と神戸から出航する南米航路の船で移住されるのです

めには其の生産から販売に至るまでがある系列の下に組織化されていることもつと望ましいかたちであります既に米、麦等については系統組織があるが畜産に於ては其の是非當にたちおかれていまして昨年春多数養豚家の盛りあがる声により町当局の助成のもとに大津町養豚組合を結成事業推進更に同年秋町内八農協の協賛のもとに組合を發展的に解散のうえ関係団体及全養豚家の組合に各農協に養豚部を設置機構整備して各団体の長及全農協養豚部会選出の理事により大津町養豚協議会(事務所大津町役場経済課内専務白竹茂清書記登記検査員)構成して当面計今秋として町当局、果販連の助成を得て養育事業に熟意を具現して来られた坂本大津町長を会長に西木町議会議長及白竹前組長を副会長に推し発足と共に異種畜場養豚主任穴井先生により次で国立九州農試の長野先生、鹿木種豚協会の仲先先生を領し講習会を開催して養豚養豚の経営方式飼養管理技術について取組を深め豚舎の改善多頭飼育と町内全域に普及現在飼養豚数二千余頭に及び仔豚生産も飛躍的にのびて参り(大津豚の銘柄獲得の段階に至り早くも客年末には先進地だった天草、球磨方面に種仔豚二十数頭要望されて移出するに至りましたので一日も早く生産者の協力を得て仔豚市を開設して各方面の要請に応え得るよう又早害対策による二百余頭を始め肉豚の販売期近いものも数多いので共同販売機構を確立し今後の変化する経済情勢に對処出来る合理的経営に進展させねばなりません お互い

協力頑張りますよう

就きましては全養豚家は其の属する農協養豚部に左記事項の届出を励行していただきたく願ひします

記

- 一、飼育豚の種類(繁殖豚、肉豚の別) 生年月日、頭数の届出
- 二、仔豚出産の場合、仔豚購入の場合とも其の都度滞年なく生年月日、頭数の届出
- 三、肉豚販売については販売希望年月日頭数見込体重の届出
- 四、産仔検定、仔豚登記を要するものは其の旨失期なく届出の各農協養豚部会では左記の名簿(調査を備付け其の副又は写を一部協議会に確実提出して下さい)。

記

- 一、登録済の種豚名簿(血統、性別、生年月日、名号、登録番号、所有者住所氏名)
 - 二、未登録優良種豚名簿(右に全)
 - 三、出荷別肉豚調査(販売希望別別、頭数、見込体重、出荷者(屠氏名))
 - 四、仔豚市に出場豚調査(出荷者住所氏名、仔豚登記番号生年月日、頭数)
- 註 仔豚市は来る三月までには開設致したいので現在生産の仔豚の頭数を至急調査の上(生年月日と明記)協議会に出場頭数の届出を願ひます

陣内小学校講堂の落成式

昨年九月より約四百万円の子算で工事を急いでいた陣内小学校の講堂はいよいよ竣工、日曜二十一日午前十時より新装なつた同講堂に関係者を招いて盛大な落成式が挙行された

役場及び議会から坂本町長西本議長をはじめ教育委員地元町職などが多数出席坂本町長、西本議長よりそれらに祝辞が述べられ、続いて河津同校長が謝辞を述べた。

県内にも潜入(小児マヒ)

人吉地方に小児マヒが蔓延しています。一月二十六日同市下原田町永田純子ちゃん(三三)ほか四名が人吉綜合病院に隔離されました。

消防出初式おわる

恒例の大津町消防団出初式は厳寒の一月八日二十八ヶ分団約八〇名の消防団員を集めて大津小学校々庭で挙行された、

式は午前九時高木団長の出勤人員報告のあと町長上京中のため代理合志助役点検官となり団員並に機械器具の点検を無事に終え約一二〇名の優良団員と優良分団等各種の表彰が行われたあと同校プールにおいて消防ポンプ二八台の放水訓練により新春の空に七色の水しぶきを吹き上げ団員の意気昂扬を誓い合つて盛會裡に終了した

- 一、優良分団並団員表彰
- 二、熊本県消防協会会長表彰
- 功勞章、第十一分団、玉水節男
- 勳章 (勳統滿十五ヶ年以上)
- 第二十八分団長 宮崎義幸 外六一名

- 2、消防協会菊池郡支部長表彰
- 優良分団 第十九分団(新村)
- 優良団員 第一分団 古庄登光 外二十七名
- 3、大津町長表彰
- 優良団員 第一分団長 南保 信 外二十七名
- 4、消防団長感謝状
- 前副団長 中山 豊(中津内) 坂田政近(内牧)
- 吉本正金(款) 田田
- 前分団長 児島精一(森) 古庄一己(宮本)
- 藤川誠剛(上中) 永田惟光(片文)



インフルエンザに御注意

例年二月から三月にかけては風邪の季節― 東京を中心として山形、神戸、大坂、京都、和歌山などの各地にはいまインフルエンザが大流行、東京ではついに三名の死者まで出たという、今半流行しているインフルエンザはB型といつて去る三十二年全国的に猛感をふるつたものと同型、このときは熊本県下でも百三十五の小、中高等学校が臨時休校、二万数千人が寝込んだものだった。

風邪のウイルスにはA型とB型の二種類がありB型は局部的発生するのが特色であり、今のところ九州にはまだ入つて来ないという、しかし今年には四年目の周期にあたり局部的には相当流行するだろうというのが厚生省の予想、しかもこのワクチンは接種してから二週間位たないと完全な免疫性は発揮しない。そうだから予防のためには流行する前やつて置くのが一番いいわけだ。

大津町営住宅入居者募集

昭和三十五年度建設町営住宅が二月末日頃竣工予定で、すから左記により入居者を募集します。

入居希望者は総務課へ申込み下さい。

記

- 一、建設場所 大津町室、井手上団地
- 二、建設戸数 第一種 十戸 第二種 十戸
- 三、家賃 第一種 月額 壹千四百円程度
第二種 月額 壹千二百円程度
- 四、募集期間 二月十一日から二月二十日まで
- 五、資格

本町に住居を有する者又は勤務している者で同居親族を有し次の条件に該当する者

1. 住宅以外の建物に居住し、又は衛生上有有害な状態にある住宅居住者
2. 他の世帯と、同居の著しく生活上の不便を受けている者

3. 正当な立退の要求を受け立退先がない為困窮している者

4. 住宅がないため遠隔地から通勤している者

5. その他現に住宅に困窮している者

六、収入の基準

1. 第一種については入居者の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が当該住宅家賃の六位以上十五倍以下であること、

2. 第二種については入居者の毎月の収入合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が一万六千円以下で家賃支払可能な収入であること。

その他詳しい事は総務課へ問合せ下さい。

杉水地区簡易水道の給水運営開始

杉水地区簡易水道は昨年十二月末完成し昭和三十六年一月一日を以つて全地区に対し給水を開始し水道課に於

てその運営を管理する事になりました。

水道使用料金はその月の廿五日までに杉水婦人会にて徴集することになりましたので宜敷く御願います。

大きなお年玉

大津小学校へ毎年届けられる 坂本義久氏篤志

去る五年前から毎年の如く、万圓の寄附を続けた奇蹟
な人がいる。昭和三十一年九月上京帰りの本田誠一氏が
大津小学校を訪れ匿名の人から特に貧困な児童へ学用品
に使つてもらいたいとのことで老万圓の寄附を届けられ
たのがその始まりである。そして五年、ある年は坂本町長
へ、又或年は谷本茂一氏へ、その上京毎に一年のおこた
りもなくその志は届けられた。本年も正月早々坂本町長
に託され、その芳志は届いた。学校においては最初特
その名を匿すとの本人の希望であつたので困惑したので
あるが、将来の教育の事を思えば永くそれを匿名にして
おくわけにもいかず、御本人の御希望は了として、それ
を明らみに出し教育の生きた参考とすることにした。

その匿名の人こそ、現在の東京ヤンズ株式会社を經營
しておられる坂本義久氏である、氏は終戦直後外地より
引揚げ大津町に在住されたが、志を立てて上京し貧困の
中から立上り、いまでは前記の会社を經營するようにな
つた立志伝中の人である。貧困の苦しみを徹底して味わ
つた氏は、義務教育にも事欠ぐ児童の身の上に想を致し
その救済の一助にもと毎年その志を継続されていられる
その貴い気持ちに、全く頭を下る思がする。学校では最初
貧困なる児童の学用品に充てゝいたが給食費の積入出来
ない貧困児童の給食費の補助に当て其の御希望に沿うよ
うにした。又このような身近な善行は生れた教育の貴い資
料として全人教育の上に光り輝くであらう。

昭和三十五年 人口動態調

出生	男	225人	女	178人	計	403人
死亡	男	119人	女	98人	計	217人
婚姻	姻	174件				
離婚	婚	18件				
死産	産	88件				
計		900件				

昭和35年中死亡者病名調

病名	死亡数
心臓衰弱及麻痺等によるもの	40
脳溢血及脳出血等によるもの	29
肝臓癌、食癌等によるもの	20
老衰	16
肺炎	15
気管支喘息及心臓性喘息	11
腹膜炎	3